

職種	非常勤職員（省エネ技術指導員）
勤務先	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課
仕事の内容	省エネ法に関する届出等の内容確認および技術指導等。詳細は以下のとおり。 (1) 各種届出書に係る記載内容の確認、電話等の問合せ対応 (2) 報告徴収及び立入検査に係る事業者への改善点等の指導・助言 (3) 省エネルギーに関する説明会での指導・助言等 (4) その他省エネルギー対策課長が必要と認める業務
募集人数	1 名
給与	日給 14,840 円
任用予定期間	2025 年 11 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日（予定）
勤務日（曜日） 及び勤務時間	【週 2～3 日勤務（月 14 日以内）】※勤務日は応相談 勤務日：月～金曜日（土日祝日除く）の中で勤務日を予め設定。 勤務時間：一日 7 時間 45 分（昼休み 60 分除く） ※勤務時間帯は 8 時 30 分～17 時 15 分
待遇	通勤手当別途支給、健康保険・厚生年金保険・雇用保険加入は勤務日数による、超過勤務手当あり、有給休暇なし
応募資格	(1) パソコン（Word、Excel、Outlook 等）操作できる方。 (2) 下記①～③の要件のどれかに該当し、当該業務の遂行に必要な専門的知識を有する方。 ①エネルギー管理士資格を所持している ②相当期間にわたりエネルギー設備の監視・維持管理の経験がある ③行政機関において、省エネ法などのエネルギーに関連する法律の執行または業務用システムを用いた執行業務について実務経験がある。 以下に該当する方は国家公務員になることができないため応募出来ませんのでご了承ください。 (1) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）
応募方法	電話もしくはメールにて連絡の上、履歴書（写真貼付・A4 様式推奨）及び、上記応募資格の内容を記載した職務経歴書を下記連絡先へ郵送、あるいは電子メールに添付して送付してください。メールでのご提出の場合は、顔写真のデータも必ず履歴書に添付のうえ、PDF/Word/Excel いずれかの形式で、お送りください。 ※封筒に「省エネ技術指導員希望」と朱書きで記載してください。 ※書類選考の上、ご連絡します。

	※面接時に試験（エネルギーの使用の合理化等の知識に係る問題＋PC 操作に係る問題）を行います。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
連絡先	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課 長野（ながの）、山本（やまもと） 電 話：048-600-0362 メールアドレス：bz1-kanto-shoene2@meti.go.jp 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 8 階